

目 次

【事業計画協議関係】

様式1	事業計画概要書	1
様式2	事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	3
様式3	事業計画概要説明会終了報告書	4
様式4	事業計画書	5
様式5	見解書	9
様式6	最終見解書	10
様式7	事業計画変更届出書	11
様式8	事業計画廃止届出書	12

【事前確認関係】

様式9	廃棄物処理施設事前確認手続依頼書	13
様式10	（特別管理）産業廃棄物処分量事前確認依頼書	15

【申請・届出】

様式11	産業廃棄物処理施設設置許可申請書	18
様式12	産業廃棄物処理施設変更許可申請書	22
様式13	産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	25
様式14	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	26
様式15	産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	27
様式16	合併・分割認可申請書	30
様式17	法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書	34
様式18	相続届出書	35
様式19	産業廃棄物処分量許可申請書	37
様式20	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	40
様式21	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	43
様式22	特別管理産業廃棄物処分量許可申請書	44
様式23	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	47
様式24	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	50
様式25	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法	51
様式26	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	52

様式 27	資産に関する調書（個人用）	53
様式 28	（特別管理）産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法	54
様式 29	長期的財務計画書	55
様式 30	役員等の変更に係る新旧対照表	56
様式 31	住民票の写し等の省略について	57
様式 32-1	添付書類の省略について【産業廃棄物処理施設】	58
様式 32-2	添付書類の省略について【産業廃棄物処分業】	59
様式 32-3	添付書類の省略について【2以上の同時申請（届出）】	60
様式 33	誓約書	61
様式 34	一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書	62
様式 35	（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書	63
様式 36	手数料納付申出書	64

【参考様式】

参考様式 1	産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表（省令第12条）	65
参考様式 2	産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（省令第12条の2）	66
参考様式 3	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（省令第12条の6）	71
参考様式 4	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（個別基準）対照表（省令第12条の7）	72

事業計画概要書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画の概要について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第40条の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$	埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
※変更の概要	変更前	変更後

※周辺地域の範囲及びその根拠	範囲	
	根拠	
※関係住民の範囲及びその根拠	範囲	
	根拠	
※事業計画概要説明会の開催の日時及び場所	日時	
	場所	所在地 会場名

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第39条第4号、第6号、第10号、第14号、第16号、第19号、第23号又は第27号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。
- 2 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画概要説明会開催通知書
事業計画説明会開催通知書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画概要説明会（事業計画説明会）を開催するので、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第3項（第48条第2項）の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3	
事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所	日時	
	場所	所在地 会場名

備考 「事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画概要説明会終了報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業計画概要説明会の終了 (全部又は一部を開催しなかったこと) について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第45条第1項の規定により報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 m^2 埋立 (保管) 容量 m^3
※ 周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
※ 開催に関する事項	日時	
	場所	所在地 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	
	説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由	
備考		
1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

様式4（条例規則様式第23号（第44条関係））

事業計画書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$	埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
※変更の概要	変更前	変更後

※廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
※廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	

<p>※最終処分場の災害防止のための計画</p>	
<p>※最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画</p>	
<p>※廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p>	
<p>※廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項</p>	
<p>※対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項</p>	
<p>※廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項</p>	
<p>種類</p>	
<p>区分</p>	<p>自家処理 ・ 委託処理</p>
<p>処理の方法</p>	<p>(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)</p>

※対象周辺地域の範囲	
※対象関係住民の範囲	
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間	
場所	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
時間	時から 時まで
※ 事業計画説明会の開催の日時及び場所	日時
	場所

備考

- ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「変更の概要」の欄は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第39条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第13号、第14号、第16号、第19号、第22号、第23号、第26号又は第27号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。
- 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項」の欄は、条例第39条第5号、第6号、第15号又は第16号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。

様式5（規則様式第25号（第48条関係））

見解書

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先（電話）

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第50条第1項の規定による意見書に対する見解については、次のとおりです。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
※送付された意見の内容（要旨）	
※見解の内容	

備考 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

最終見解書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

市長の意見に対する見解について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
市長の意見に対する見解	

備考 「市長の意見に対する見解」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画変更届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画の変更について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$	
	埋立地（積替保管場所）の面積	m^2
	埋立（保管）容量	m^3
変更の内容	変更前	変更後

備考

- 1 「廃棄物の処理施設の設置の場所」から「廃棄物の処理施設の処理能力」までの各欄については、事業計画書に記載した内容を記載すること。
- 2 「変更の内容」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式8（条例規則様式第28号（第54条関係））

事業計画廃止届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業計画の廃止について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第56条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
廃止の理由	

備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり（一般・産業）廃棄物処理施設の設置に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

記

手 続 き の 区 分 （該当番号に○印をすること）	1 条例の手続きによる事業計画協議に係る事前確認 2 条例の手続きによらない事前確認
事 前 確 認 の 区 分 （いずれかに○印をすること）	新規設置・変更・休止・廃止・再開
廃棄物処理施設の設置の場所	
廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号
廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
変更の内容	新 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	旧 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
変更、廃止、休止又は再開の理由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 、 休 止 、 再 開 の 年 月 日	年 月 日

廃棄物処置施設の位置、構造等の設置（変更）に関する計画に係る事項	廃棄物処理施設の位置		
	廃棄物処理施設の処理方式		
	廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方式（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理（一般・産業）廃棄物以外の（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理 委託処理
		処理方法	
	特別管理（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理 委託処理
		処理方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり(特別管理)産業廃棄物の処分業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

記

手 続 き の 区 分 (該当番号に○印をすること)		1 条例の手続きによる事業計画協議に係る事前確認 2 条例の手続きによらない事前確認	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)		産業廃棄物処分業 ・ 特別管理産業廃棄物処分業 新規許可 ・ 変更許可 ・ 変更届出	
事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分		
	(特別管理)産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地		事務所 事業所	電話番号 電話番号
変 更 の 内 容	新		旧
変 更 の 理 由			
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び容量)、許可施設の場合には許可年月日及び許可番号を記載すること。)			
保管を行う場合には保管を行うすべての場所の所在地、保管する廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、保管の面積、保管量の上限及び積上げる高さの上限			
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要			
事 業 所 等 の 営 業 時 間		午前	時 分 ~ 午後 時 分
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年	月 日

処 理 施 設

(1) 法第（8条・15条）第1項の許可に係る施設

処 理 施 設 の 種 類			
設 置 場 所		設置年月日※	年 月 日
公 称 処 理 能 力			
施設の稼働予定時間	時 分 ～ 時 分 （ 時間稼働） （うち、施設稼働停止（休憩）時間： 時間 分）		
施設の許可状況※	許可年月日	年 月 日	許可番号

(注) ※印の欄は記入しないこと。

(2) (1)以外の施設

施 設 の 種 類			
処理する（特別管理）一般・産業廃棄物の種類（性状を含む）			
設 置 場 所			
公 称 処 理 能 力			
処理方式、構造及び施設の概要			
処理施設の稼働予定時間	時 分 ～ 時 分 （ 時間稼働） （うち、施設稼働停止（休憩）時間： 時間 分）		
着工（予定）年月日	年 月 日	使用開始（予定）年月日	年 月 日

(注) 処理施設ごとに別葉とすること。

保管場所

保管施設	設置場所	
	(一般・産業)廃棄物の種類別保管能力	保管面積 m^2 保管量の上限 $m^3 (t)$ 積上げる高さの上限 m
	保管方法	
	囲い及び表示の方法	
構造及び設備の概要	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫の発生防止	
	保管日数	
	その他防災等の設備	

(注) 保管施設ごとに別葉とすること。

(第1面)

産業廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
松本市長 殿		
申請者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		
産業廃棄物処理施設の処理能力		m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 面積 m^2 埋立容量 m^3
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等に関する事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方法	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処 理 方 法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶解処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時期及び方法に関する事項			

(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
割			合	住

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 8 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 11 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日
松本市長 殿		
申請者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
許 可 の 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号		
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	変 更 後	変 更 前
	産業廃棄物処理施設の処理能力 $m^3 / \text{日} () \text{時間}$ $t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3 / \text{日} () \text{時間}$ $t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
※事務処理欄		

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所 住
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所 住
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
氏名又は名称		割	合	住 所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類の別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式 13 (省令様式第 19 号(第 12 条の 4 関係))

<p>産業廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>松本市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式 14 (省令様式第 23 号(第 12 条の 10 の 2 関係))

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
			年 月 日
松本市長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	△ 軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
規則第12条の10第6号に掲げる事項			
(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	本 籍 所
		役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

(日本産業規格 A列4番)

様式 15 (省令様式第 26 号(第 12 条の 11 の 12 関係))

(第1面)

産業廃棄物処理施設 ^{譲受け} 許可申請書 _{借受け}	
年 月 日	
松本市長 殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の ^{譲受け} の許可を受けたいので、関係書類を添えて申 _{借受け} 請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本	籍
		割	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式 16 (省令様式第 27 号(第 12 条の 11 の 13 関係))

(第1面)

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
松本市長 殿	
申請者	
名 称	
住 所	
代表者の氏名	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
① 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
② 産業廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式 17 (要領様式第 34 号)

法人の合併 (分割) の登記に係る登記事項証明書届出書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

年 月 日付けで認可通知のあった一般 (産業) 廃棄物処理施設設置者である法人の合併 (分割) の登記をしましたので、商業・法人登記の登記事項証明書の写しを提出します。

相続届出書

年 月 日

松本市長 殿

届出者
住 所
氏 名
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により継承したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人（相続人が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
令第 6 条の 10 に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
備考		
1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から 30 日以内に提出すること。		
※手数料欄		

様式 19 (省令様式第 8 号(第 10 条の 4 関係))

(第1面)

<p>産業廃棄物処分業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>松本市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(日本産業規格 A列 4 番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
年 月 日	
松本市長 殿	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> <p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式 22 (省令様式第 14 号(第 10 条の 16 関係))

(第1面)

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
年 月 日	
松本市長 殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事業所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>松本市長 殿</p>	
<p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し 物 処 分 業 ます。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
氏名又は名称			割	合

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法

設置及び維持管理に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

様式 27 (省令様式第 6 号の 2 (第 9 条の 2 関係))

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 ・ 繰越損失金額 _____ 円（ 年 月 日現在）
 （次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合）
- ・ 経常損失金額 _____ 円（ 年 月 日現在）
 （3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合）

- 2 ・ 繰越損失金 _____ が発生した理由
- ・ 経常損失金 _____

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 （単位： _____）

	第 期（ ～ ）	第 期（ ～ ）	第 期（ ～ ）
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

添付書類の省略について【産業廃棄物処理施設】

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理施設の (新規 ・ 変更) 許可にあつて、下記の○印を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設 (新規 ・ 変更) 許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

省略	添付書類	省略可否
	処理施設の構造を明らかにする書類	① ②
	埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	① ②
	処理工程図 (処理する産業廃棄物の種類別に記載)	① ②
	設置場所及び付近の見取図	① ②
	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	① ②
	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類	① ②
	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書	①
	申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書	①
	申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書	①

※ 省略する書類の省略欄に○を記入してください。

※ 省略可否欄について、次の場合に添付書類の省略ができます。

- ① 事前確認手続の際に書類を提出済みであり、内容に変更がない場合は省略できます。
- ② 変更許可申請等において、過去に提出した書類の内容に変更がない場合は省略できます。

添付書類の省略について【(特別管理) 産業廃棄物処分業】

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物処分業 (新規 ・ 更新 ・ 変更) 許可にあつて、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した(特別管理) 産業廃棄物処分業 (新規・変更・更新) 許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

記

省略	添付書類	省略可否
	事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	① ②
	公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類	① ②
	処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類	① ②
	業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類	① ②
	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	①
	申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書	①
	申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書等	①
	申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書	①
	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	① ②
	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	① ②

※ 省略する書類の省略欄に○を記入してください。

※ 省略可否欄について、次の場合に添付書類の省略ができます。

- ① 事前確認手続の際に書類を提出済みであり、内容に変更がない場合は省略できます。
- ② 変更許可申請等において、過去に提出した書類の内容に変更がない場合は省略できます。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

松本市長 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式34（廃掃条例施行規則様式第36号（第40条関係））

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第6項 第9条第7項 （同法第15条の2の6第3項において準用する

場合を含む。）の規定により、欠格要件に該当するに至ったので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所	
一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
<p>（備考）1 該当するに至った欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては法第7条第5項第4号のロからトまで又はリからルまで（同号のりからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。</p> <p>2 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>3 この届出書は、法第9条第6項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。</p>	

様式35（廃掃条例施行規則様式第49号（第52条関係））

（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

届出者
住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

第14条の2第3項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 において準用する
第14条の5第3項

第7条の2第4項
同 法 の規定により、欠格要件に該当するに至ったので
第7条の2第5項

関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
<p>（備考）1 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号のイ（同法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は第14条の第5項第2号のハからホまで（同法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。</p> <p>2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>3 この届出書は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。</p>	

(宛先) 松本市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

手数料納付申出書

以下の申請を行うにあたり、手数料を納付したいので、納付書を発行してください。

(↓該当箇所に○印を記入)

(単位:円)

産業廃棄物収集運搬業 (積替保管)			特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替保管)		
	許可申請 (新規)	81,000		許可申請 (新規)	81,000
	許可申請 (更新)	73,000		許可申請 (更新)	74,000
	許可申請 (変更)	71,000		許可申請 (変更)	72,000

産業廃棄物処分業			特別管理産業廃棄物処分業		
	許可申請 (新規)	100,000		許可申請 (新規)	100,000
	許可申請 (更新)	94,000		許可申請 (更新)	95,000
	許可申請 (変更)	92,000		許可申請 (変更)	95,000

産業廃棄物処理施設 (焼却施設、最終処分場)			産業廃棄物処理施設 (左記以外)		
	許可申請 (新規)	140,000		許可申請 (新規)	120,000
	許可申請 (変更)	130,000		許可申請 (変更)	110,000

	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	94,000
	産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の許可	94,000

一般廃棄物処理施設 (焼却施設、最終処分場)			一般廃棄物処理施設 (左記以外)		
	許可申請 (新規)	130,000		許可申請 (新規)	110,000
	許可申請 (変更)	120,000		許可申請 (変更)	100,000

自動車リサイクル法 引取業			自動車リサイクル法 フロン類回収業		
	登録申請 (新規)	3,000		登録申請 (新規)	3,500
	登録の更新申請	3,000		登録の更新申請	3,500
自動車リサイクル法 解体業			自動車リサイクル法 破砕業		
	許可申請 (新規)	78,000		許可申請 (新規)	84,000
	許可申請 (更新)	70,000		許可申請 (更新)	77,000
				許可申請 (変更)	67,000

参考様式 1

産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表（省令第 12 条）

技術上の基準	対応状況等
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
二 削除	
三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	

参考様式 2

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（省令第 12 条の 2）

○汚泥の脱水施設

技術上の基準	対応状況等
施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

技術上の基準	対応状況等
施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

技術上の基準	対応状況等
一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	
二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	

○廃油の油水分離施設

技術上の基準	対応状況等
一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。	
二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造されていること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

技術上の基準	対応状況等
第 2 項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする）の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

技術上の基準	対応状況等
一 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設（固型化燃料施設）

技術上の基準	対応状況等
一 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	
二 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固型化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。	
イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成研設備に投入することができる供給設備が設けられていること。	
ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成研設備が設けられていること。	
ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。 ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 常時換気することができる構造であること。	
(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	

<p>ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	
<p>ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、二の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	

<p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

技術上の基準	対応状況等
<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。</p>	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

技術上の基準	対応状況等
<p>一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。</p>	
<p>イ ばい焼温度がおおむね摂氏 600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。</p>	
<p>ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加温装置が設けられていること。</p>	
<p>二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。</p>	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

技術上の基準	対応状況等
<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	

<p>一 高温熱分解方式の施設にあつては、第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p>	
<p>イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏 900℃以上状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p>	
<p>ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	
<p>ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p>	
<p>二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>	

参考様式3

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（省令第12条の6）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。	

参考様式 4

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（個別基準）（省令第 12 条の 7）

○汚泥の脱水施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	
二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	
二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。	

○廃油の油水分離施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	
二 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	
二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	
三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設（固型化燃料施設）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	
二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。	
イ 成形設備にあつては、次によること。	
(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	
(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	
(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	
(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	

<p>ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p>	
<p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	
<p>ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定に例による。</p>	
<p>ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。</p>	

<p>ヘ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適正に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内を常時換気すること。</p>	
<p>(2) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(2) 容器中に圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	
<p>リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていること。</p>	
<p>ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあっては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。</p>	

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に測定すること。	
(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。	
(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、トの規定にかかわらず、次によること。	
(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。	
(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

<p>ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
---	--

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号の規定（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。</p>	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）、第3項第2号（施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはい煙に関する検査を行うこと）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
<p>一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏 600℃以上にした後、汚泥を投入すること。</p>	
<p>二 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を前号に掲げる温度異常に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
<p>三 ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。</p>	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	
<p>二 高温分解方式の施設にあっては、第3項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防</p>	

止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること)の例によるほか、次によること。	
イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏 900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。	
ロ 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。	
三 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。	
イ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	
ロ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。	
ハ 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。	